

第 17 章 第 15 章及び第 16 章の意見についての事業者の見解

第 17 章 第 15 章及び第 16 章の意見についての事業者の見解

17.1 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

第 15 章で示した「環境の保全の見地からの意見」についての事業者の見解は、表 17.1-1 (1)～(7)に示すとおりである

表 17.1-1(1) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

No.	意見の概要
1-1	<p>1. 基本的な意見</p> <p>(1) 計画地の周辺状況</p> <p>①川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業の計画地について、その周辺状況は、次の通りです。</p> <p>(i) 平沼地区では、西側方向に秩父山脈の山並み、それに連なって少し南の方に富士山の全景を見ることができます。</p> <p>(ii) この秩父山脈の山並みや富士山は、位置的にはホームセンターやスーパーなどの大型商業施設の背後ということになります。</p> <p>(iii) 今回の土地区画整理事業の計画地は、一面に広がる水田地帯であり、春から夏にかけては、稲の田植えが終わり一面は緑に、また秋には、稲の収穫時期となり一面は黄金色となります。</p> <p>(iv) このような水田風景と秩父の山並み、富士山が一体となって、本当に美しく素晴らしい景観、眺望となっています。</p> <p>②今後とも、このような美しい景観、眺望が維持・保全されていくことが必要だと思います。前述した大型商業施設が建設・整備された際にも、この美しい景観が損なわれるのではないかと大変心配しました。しかし、結果としては、すべて一階建て(平屋建て)の建築物でしたので、これまでと同様に、秩父の山並みや富士山の全景を見ることができ、景観や眺望が大きく損なわれることはありませんでした。</p>
1-2	<p>(2) 開発による景観の悪化についての懸念と心配</p> <p>①今回のインターチェンジ南側地区(以下「南側地区」という)の開発については、インターチェンジ北側地区(以下「北側地区」という)と同様に、大きな高層の物流倉庫等の建築物が建設された場合には、秩父の山並みや富士山の全景が、これらの大きな建物によって遮られ、これまでの美しい景観、眺望が大きなダメージを受け台無しになってしまうことを心配しています。</p> <p>②この中で、特に、南側地区の計画地が正面(南側)となる大字平沼地区の住宅地(P489 の図 10.11.1-1 の平沼付近水田①、平沼付近水田②で、特に①)では、前方(南側)が計画地の建物によって塞がれてしまい、その建物からの圧迫感も大きく、生活環境の大きな悪化に直面します。</p> <p>③また、平沼の皆さんと話していても、北側地区のような大きな倉庫等の建物が計画地に建設されることに、歓迎、賛成する声はほとんどなく、生活環境や景観の悪化を懸念し心配する率直な声が多く聞かれます。</p>
1-3	<p>(3) 基本的な意見</p> <p>①以上のように、今回の南側地区の開発については、繰り返しになりますが、生活環境の悪化、特に平沼の住宅地からの景観の悪化(前が見えない)について大きな不安と危惧を抱いているところです。</p> <p>②このため、景観の悪化という生活環境へのマイナスの影響を少しでも緩和する取り組みが不可欠であるというのが、基本的な意見です。</p> <p>③また、環境影響評価を行う際には、「眺望景観に関わる整合を図るべき基準」(P540)が、埼玉県において定められています。この基準の中で、建物の大きさについても定められており、周辺環境との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにするとされています。</p> <p>建物の大きさは、建物の高さとの強い相関関係があり、大きな建物は総じて高さの高い建物ですので、今回の準備書の中で、景観悪化への対応として建物の高さの引き下げ(より低層な建物の建設)についての指摘・言及が必要です。</p> <p>このような指摘は準備書の中にはなく、このままの内容では整合を図るべき基準と整合を図ることができません。(以下の個別修正項目の中で「建物の高さの引き下げ(より低層な建物の建設)」を加えて修正しています。)</p> <p>④なお、地区計画において計画地の建築物の高さの上限を規定していますが、現行の変更案(令和 7 年 10 月現在)では、高さの上限が北側地区と同様(25m)となっており、南側地区の景観悪化に対応するため、建物の高さ上限の引き下げ(より低層な建物の建設)が必要です。</p>

表 17.1-1(2) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

No.	事業者の見解
1-1 ～ 1-3	<p>本事業は、「第6次川島町総合振興計画」、「埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針」等の各種計画に基づき、当地区の持つ立地特性を活かし、川島町の土地利用方針に基づき、圏央道川島インターチェンジ周辺を計画的に整備し、秩序ある都市的土地利用を実現するとともに、田園環境との調和を図る事に留意して推進しています。</p> <p>一方で、川島町では景観特性への配慮も重要な課題と捉えており、「川島町都市計画マスタープラン」(令和4年3月、川島町)において、「ふるさと景観の保全・形成の方針」の基本的な考え方として、「川島インターチェンジ周辺の都市的土地利用への転換にあたっては、秩序ある景観の創出を目指す」こと、施策推進の方向性としては、「市街地における景観づくり 住宅市街地・産業地においては、統一的な街並みが維持・形成されるように、高さや意匠などへの配慮、敷地内の緑化などを促進する。」としております。</p> <p>本事業区域の地区計画にあたっては、これら「魅力ある産業基盤の整備」と「景観」の両面から検討しております。その結果、本事業区域では、魅力的な産業誘導を図るべく、同様な産業基盤地区の企業誘致の状況等を参考に、建物高さの制限を25m、一定の条件を満たした場合に限り30mとする一方で、事業区域の北側区画は周辺住居への建物による圧迫感への配慮として高さの最高限度を25m、その他に壁面後退のための植栽帯の設置等を定めております。</p> <p>また、環境影響評価の段階では、具体的な誘致企業が未定であるため、最大影響を予測評価することが重要になりますので、地区計画に定める建蔽率の最大値と最高高さを用いた建築物を想定して予測評価を行っております。</p> <p>その中で、本環境影響評価書の予測評価結果も踏まえ、事業区域北側の直近のエリアでは、緩衝緑地を設け壁面後退により圧迫感を緩和、植栽による目隠し効果による圧迫感の緩和を図ります。</p> <p>今後、進出企業の誘致にあたっては、比較的建物高さが低い製造業を中心に誘致するよう事業者へ指導し、進出企業には、建物の色は周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導してまいります。また、前述のとおり、企業誘致などの事業の成立性の観点から高さ制限を引き下げることはできませんが、環境影響評価書では「進出企業には、周辺民家等との距離への配慮や地域景観の変化を踏まえ、建物設計の際には、景観に配慮し、制限高さに限らず、可能な限り高さを抑えることや圧迫感を抑える建物形状、配置等を検討するよう働きかけていく。」とし、本環境影響評価書の結果を反映したより良い事業計画となるよう努めてまいります。</p> <p>また、地域住民の方々のご意見、ご心配につきましては、誘致企業とも共有を図って真摯に取り組んでまいりますので、本事業へのご理解のほどお願い申し上げます。</p>

表 17.1-1(3) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

No.	意見の概要
2-1	<p>2. 環境影響評価準備書の修正項目 (1) 準備書の P524 の表 10.11.2-1(1)の一覧表 ①平沼付近水田①～②と③～⑤の 2 つに分けて整理・記述することが必要 (i) 平沼付近水田①～②の文章(アンダーライン部分を修正・追加する) (上から 2 行目～) 「～平沼付近水田②からについては、視野の正面に進出企業の計画建物が複数出現し、<u>住宅地の前方(南側)が計画建物によって塞がれてしまい、富士山をはじめとした山々が眺望できなくなるとともに、その建物からの圧迫感も大きく、生活環境の大きな悪化に直面します。このため、景観悪化の影響を少しでも緩和する取り組みが必要不可欠な状況です。</u>」</p> <p>(下から 5 行目～) 「このため、各進出企業に対し、<u>より低層な建築物の建設、各企業用地の境界外周部に緩衝緑地帯を設置し、圧迫感の低減に努めるほか、周囲の環境と調和する～</u>」 「<u>したがって、このような取り組みにより、建物による圧迫感を緩和し、周辺環境との調和も図られるものと予測する。</u>」</p> <p>(ii) 平沼付近水田③～⑤の文章(アンダーライン部分を修正・追加する) (上から 4 行目～) 「平沼付近水田のうち計画地東側約 256～635m の④～⑤からについては、供用前と同様に富士山を眺望でき、周辺の山々についても計画建物の背後等に眺望できる。<u>一方、③については、眺望できる割合は 1/3 程度となり、景観悪化の影響が大きくなっている。</u>」</p> <p>(下から 5 行目～) 「このため、各進出企業に対し、<u>より低層な建築物の建設、各企業用地の境界外周部に緩衝緑地帯を設置し、圧迫感の低減に努めるほか、周囲の環境と調和する～</u>」 「<u>したがって、このような取り組みにより、建物による圧迫感を緩和し、周辺環境との調和も図られるものと予測する。</u>」</p> <p>②上記①の修正理由 (i) この一覧表は、調査地点からの眺望(景観)の変化を整理したもので、計画地の建築物の建設による影響を受ける調査地点は、平沼付近水田では①～⑤となっています。</p> <p>(ii) このうち平沼付近水田①～②と③～⑤については、景観の変化の内容が大きく異なります。このため、①～②と③～⑤の 2 つに分けて整理・記述することが必要です。</p> <p>(iii) 平沼付近水田の①～②は、「視野の正面に進出企業の計画建物が複数出現し眺望できなくなる～」(P524 の上段)という結果が示されています。上記の基本的な意見の中で述べましたが、この地区では、住宅地の前方(南側)が計画地の建築物によって塞がれてしまい、その建築物からの圧迫感も大きく、生活環境の大きな悪化に直面します。このため、景観悪化の影響を少しでも緩和するため、より低層な建築物の建設が必要です。</p> <p>(iv) 一方、平沼付近水田③～⑤については、計画地の建物の建設によって、その建物の背後にある富士山などの山並みの眺望(景観)にどのような影響があるかについて予測したものです。 その結果については、景観に大きな影響はみられない④～⑤に対して、③については眺望できる割合が 1/3 程度となっています。このため、景観悪化の影響を少しでも緩和するため、より低層な建築物の建設が必要です。</p>
2-2	<p>(2) 準備書の P541 の(2)評価結果のうち①回避・低減の観点 ①次のように修正する。(アンダーライン部分を追加する) (下から 4 行目～) 「～供用後の進出企業に対して、<u>より低層な建築物の建設、周囲の環境と調和～</u>」</p> <p>②修正理由 上記(1)の修正理由と同じ</p>

表 17.1-1(4) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

No.	意見の概要
2-3	<p>(3) 準備書の P541 の(2) 評価結果のうち②基準、目標等との観点 ①次のように修正する。(アンダーライン部分を追加する) (上から 1 行目～) <u>「～地点においては、周辺集落の住宅地と計画建物が直近であるため、眺望景観に大きな変化が生じる地点があり、各企業用地の敷地～地帯を設置し、各進出企業に対して、より低層な建築物の建設、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、圧迫感の低減を図るとともに、景観悪化への影響の緩和に努めるよう指導する～」</u></p> <p>②修正理由 (i) 環境影響評価調査では、上記 1 の(3)の③でも記述しましたが、「眺望景観に関わる整合を図るべき基準」が、埼玉県において定められています。(P540、表 10.11.3-1) この基準では、周囲の環境と調和する色彩の採用や樹木類の植栽と併せて、「建築物等の大きさは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにすること」と規定しています。</p> <p>(ii) 建築物等の大きさについては、「建築物の大きさ」と「建築物の高さ」には、強い相関関係があり、大きな建築物は、総じてその建築物の高さも高いといえます。</p> <p>(iii) P541 の本文では、景観悪化への影響を緩和するため、進出企業の建物に周囲の環境と調和する色彩の採用や各企業用地の境界外周部に緩衝緑地帯を設置することとしています。</p> <p>(iv) しかし、これらによって計画地の緑化などには効果が期待できるものの、色彩と緑地帯のみでは、計画地の建築物の建設による景観悪化に対しては効果が小さく、建築物の高さ(大きさ)の引き下げが必要です。(高層の建築物の色彩を変えたり、緑地帯を設置しても、建築物が高層であることには変わりがない)</p> <p>(v) 従って、上記①のように建築物の高さ(大きさ)の引き下げについて指摘・言及することにより、「景観への影響は、できる限り回避・低減」され、整合を図るべき基準等との整合も図られると思います。</p>
2-4	<p>(4) 準備書の P628 の表 12-1(21)の上段(景観) ①上から 2 行目の(1)回避・提言の観点の文章のうち、下から 4 行目を次のように修正する。(アンダーライン部分を追加) <u>「供用後の進出企業に対してより低層な建物の建設、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、～」</u></p> <p>②下から 8 行目の(2)基準、目標との整合の観点の文章のうち、上から 3 行目を次のように修正する。(アンダーライン部分を追加) <u>「～に努めるほか、各進出企業に対し、より低層な建物の建設、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、～」</u></p> <p>③上記①及び②の修正理由 上記(3)の②の修正理由と同じ</p>

表 17.1-1(5) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

No.	意見の概要
2-5	<p>◎以下は、環境影響評価準備書の概要版についての修正です。 (注)この部分については、本体版も概要版も同様の文章という前提で記述しています。 (5)準備書の概要版の P23(第 7 章 第 5 章及び第 6 章の意見についての事業者の見解)の表 7.1-1(1)について</p> <p>①「1.景観悪化への懸念」(一番上の上段) (i)事業者の見解の文章を、次のように修正する。(アンダーライン部分を追加) 「周辺地域の景観への影響については、環境影響評価制度に基づき、景観に配慮した地区計画の策定を致しました。」 →「<u>周辺地域の景観への影響については、環境影響評価制度に基づき、計画地において建設される建物がより低層となるような景観に配慮した地区計画の策定をいたしました。</u>」</p> <p>(ii)修正理由 計画地の地区計画について、現在の案(令和 7 年 10 月現在)では建物の高さの上限が北側地区と同じ 25m と高く、景観に配慮した地区計画とは言えない状況です。このため、より低層な建物が建設されるよう建物の高さの上限を引き下げることが必要です。</p> <p>②「2.調査計画書への修正要望(ページは概要版)」のうち、上から 3 番目の事業者の見解の文章について(概要版の P23)</p> <p>(i)次のように、修正する。(P23 上から 7 行目～) 「～の山々のスカイラインに影響を及ぼさないようにするのは難しく、眺望地点によっては計画地内の建築物が山並みを遮ることが想定され、高さ制限による対応は事業の特性上難しいものと考えております。」 →「<u>～の山々のスカイラインに影響を及ぼさないようにするのは難しく、眺望地点によっては計画地内の建築物が山並みを遮ることが想定され、高さ制限による対応は事業の特性上難しい面があるものの、景観悪化を緩和する観点から、より低層な建物が建設されるよう配慮していくことが必要と考えております。</u>」</p> <p>(ii)修正理由 ア.これまで景観悪化に対して対応すべきと述べてきていますが、計画地の建物の建設が、景観に少しでも影響を与えることは認めないという認識・立場に立っているわけではありません。 イ.景観に影響を与えることは事業の特性上やむを得ないと認めた上で、景観悪化を少しでも緩和するための主要な手段として、計画地の建物の高さの上限を引き下げて、少しでも建物を低層にすることが必要であると主張しているわけです。 ウ.従って、「高さ制限による対応は、事業の特性上難しいもの」として、当初から建築物の高さ制限による対応を切り捨てるべきではないと思います。このため、上記のように修文をお願いします。</p> <p>③「2.調査計画書への修正要望(ページは概要版)」のうち、上から 4 番目の事業者の見解の文章について(概要版の P23)</p> <p>(i)次のように、修正する。(P23 上から 4 行目～) 「進出企業に対し、周囲の環境と調和する色彩を～」 →「<u>進出企業に対し、より低層な建物の建設、周囲の環境と調和する色彩を～</u>」</p> <p>(ii)修正理由 上記②の修正理由と同じ</p>

表 17.1-1(6) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

No.	意見の概要
2-6	<p>(6) 準備書の概要版の P24(第 7 章 第 5 章及び第 6 章の意見についての事業者の見解)の表 7.1-1(2)のうち「事業計画等について」の文章について</p> <p>①事業計画等について(上段の事業者の見解)について、次のように、修正する。(P24 上から 7 行目～)</p> <p>「～の山々のスカイラインに影響を及ぼさないようにするのは難しく、眺望地点によっては計画地内の建築物が山並みを遮ることが想定され、高さ制限による対応は事業の特性上難しいものと考えております。」</p> <p>→「～の山々のスカイラインに影響を及ぼさないようにするのは難しく、眺望地点によっては計画地内の建築物が山並みを遮ることが想定され、高さ制限による対応は事業の特性上<u>難しい面があるものの、景観悪化を緩和する観点から、より低層な建物が建設されるよう配慮していくことが必要</u>と考えております。」</p> <p>②修正理由 上記(5)の②の(ii)と同じ</p>
2-7	<p>(7) 準備書の概要版の P66(第 12 章 都市計画対象事業の実施による影響の総合的な評価)</p> <p>①上から 2 行目～3 行目を次のように修正する。(アンダーライン部分を修正・追加)</p> <p>「～周辺環境への影響は、環境の保全に関する措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られており、整合を図るべき基準等との整合も～」</p> <p>→「～周辺環境への影響は、<u>景観保全をはじめとして環境の保全に関する措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減を図ることが必要であり、これらにより整合を図るべき基準等との整合も～</u>」</p> <p>②修正理由</p> <p>(i) 今回の準備書においては、計画地の建物の建設による景観の悪化に対して、その悪化の影響を緩和するための取り組みが、不十分なものとなっています。</p> <p>(ii) 具体的には、各企業用地における緑地帯の設置や建物の色彩による対応のみとなっており、より低層な建物の建設(建物の高さの上限の引き下げ)といった中心的な取り組みが欠落しています。</p> <p>(iii) このため、上述したように当該箇所に「より低層な建物の建設」の追加・修正が必要であると記述しています。それとの整合性を図る観点から、上記①の追加・修正が必要です。</p>

表 17.1-1(7) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

No.	事業者の見解
2-1 ～ 2-7	<p>貴重なご意見ありがとうございます。頂きましたご意見も踏まえ、予測、評価の記載方法等は整理し、環境影響評価書においては、より予測、評価結果の内容が明確かつご理解いただけるような記載を検討いたしました。なお、建物高さについては前述のとおりでございます。</p>

17.2 知事の意見と事業者の見解

第 16 章に示された知事の意見と事業者の見解は、表 17.2-1(1)～(2)に示すとおりである。

表 17.2-1(1) 知事の意見と事業者の見解

項目	意見	事業者の見解
全般事項	(1) 資材運搬等の車両の走行及び建設機械の稼働が集中することにより、大気汚染物質濃度や騒音・振動の値が基準値を超える地点が生じないよう計画的な作業・運行を行うこと。	資材運搬等の車両の走行及び建設機械の稼働に伴う、大気質、騒音及び振動の予測、評価結果は、整合を図るべき基準等は、現況で既に基準を超過している地点を除き、満足するものと評価されました。 よって、基準を既に超えている地点については可能な限り本事業の工事による負担を低減するため、また、新たに基準を超過する地点が生じることのないよう工事にあたっては、計画的かつ効率的な運行管理や工事計画を検討し、資材運搬等の車両による搬出入の一時的な集中や建設機械の集中稼働を避けるなど、大気質、騒音及び振動の値が基準値を超えることのないよう、施工管理を徹底してまいります。
	(2) 計画地内の大部分が盛土造成されることに伴い、動植物の生息・生態系への影響が懸念される。公園整備の際には、ネイチャーポジティブや地域環境の持続可能性を考慮し、単に緑地を創生するだけでなく、この地域本来の湿地環境の創出も意識し、維持管理できるように検討すること。	動植物の生息・生態系への影響に配慮し、公園整備の際には、ネイチャーポジティブや地域環境の持続可能性を考慮し、緑地の創生に加えて、可能な限りこの地域本来の湿地環境の代償となるよう、維持管理に努めます。 「第 11 章 11.3 代償措置の実施計画」に上記旨を追記しました。
	(3) 計画地内に軟弱地盤が存在することから、盛土造成により圧密沈下が生じることが懸念される。当該圧密沈下により周辺の施設及び道路へ影響が生じないよう必要な対策を講じること。また、進出企業に対し、必要な情報提供を行うとともに対策を講じるよう働きかけること。	周辺の施設及び道路へ影響が生じないように、進出企業に対し、計画地内の地質調査結果を踏まえて、地盤改良等を実施し不等沈下対策を行い、また、盛土による周辺地盤の影響を与えることのない造成計画とするよう指導してまいります。 「第 2 章 2.6 都市計画対象事業の実施方法 2.6.3 造成計画」に上記旨を追記しました。
	(4) 盛土造成工事に伴い、周辺住宅への粉じん(土埃)の飛散が懸念される。周辺住宅への影響が生じないよう必要な対策を講じること。また、進出企業に対し、必要な情報提供を行うとともに対策を講じるよう働きかけること。	造成箇所、資材運搬等の車両の仮設道路には適宜散水や工事区域出口に洗浄用ホース等を設置し、資材運搬等の車両のタイヤに付着した土砂の払落しや場内清掃等を徹底する等により、粉じんの飛散防止を行ってまいります。また、進出企業に対しても同様の事項を指導してまいります。
	(5) 温室効果ガス排出量については、国の排出削減目標(NDC)や、県、川島町の地球温暖化対策実行計画、カーボンニュートラル宣言等との整合が図られるよう、温室効果ガスの排出が抑制されるよう造成事業を行い、また進出企業に対しても再生可能エネルギーの導入やグリーン電力購入を義務付けるなど、より強く働きかけること。	工事中については、国の排出削減目標(NDC)等との整合が図られるよう、温室効果ガスの排出を抑制し造成工事を行うよう要請します。 また、進出企業に対しても、温室効果ガスの排出が抑制されるよう可能な限り太陽光などの自然エネルギーの利用促進やグリーン購入に努めるよう指導してまいります。 「第 10 章 10.15 温室効果ガス等 10.15.2 評価」に環境保全措置として追記しました。
	(6) 累積的影響の観点から、参考とした周辺の他のアセス手続の結果等について、具体的な内容を評価書に記載するなど図書記載内容の充実に努めること。	参考とした計画地北側の「川島インターチェンジ北側土地地区画整理事業」のアセス手続の結果等について、「第 10 章 10.8 動物 10.8.1 調査」及び「第 10 章 10.9 植物 10.9.1 調査」に追記しました。

表 17.2-1(2) 知事の意見と事業者の見解

項目	意見	事業者の見解
水質	<p>造成等の工事の実施に当たり、計画地周辺の動植物の生息・生態系への影響がないよう、雨水排水の放流先に対する十分な対策を実施すること。</p>	<p>公共用水域の水質への影響及び計画地周辺の動植物の生息や生育、生態系への影響を考慮し、工事中の雨水流出の調整、土砂及び濁水の流出を防止するため、造成工事にあたっては、計画地の仮排水路の整備と同時期に、仮沈砂池等の防災施設工事を行ってまいります。</p> <p>「第 10 章 10.5 水質 10.5.2 予測、10.5.3 評価」、「第 10 章 10.8 動物 10.8.3 評価」、「第 10 章 10.9 植物 10.9.3 評価」、「第 10 章 10.10 生態系 10.10.3 評価」に環境保全措置として追記しました。</p>
動物	<p>計画地内の大部分が盛土造成されることに伴い、移動能力のある動物については、計画地周辺の同様な環境への逃避、移動が想定される。</p> <p>計画地内では、特定外来生物(アライグマ)も確認されていることから、計画地周辺住民への周知や、捕獲などの被害防止対策について関係機関と連携して取り組むこと。</p>	<p>現地調査で確認された特定外来生物のアライグマは、周辺への分散移動により移動先の動植物への影響や、農作物、住民の生活環境への影響が生じることがあるため、関係機関の行っている対策に協力して取り組んでまいります。</p> <p>「第 10 章 10.8 動物 10.8.2 予測」に上記旨を追記しました。</p>
景観	<p>進出企業による大規模建築物の立地が想定され、計画地の周辺には住宅があることから、進出企業に対して、建築物の形状・大きさや配置について配慮するよう指導し、加えて色彩・緑化など周囲への影響緩和措置を講じるよう働きかけること。</p>	<p>進出企業に対して周辺民家等との距離への配慮や地域景観の変化を踏まえ、建物設計の際には、景観に配慮し、制限高さに限らず、可能な限り高さを抑えることや圧迫感等を抑える建物形状、配置等を検討するよう働きかけてまいります。</p> <p>「第 10 章 10.1 景観 10.11.2 予測及び 10.11.3 評価」に上記旨を追記しました。</p>
廃棄物	<p>(1) 造成等の工事に伴う廃棄物の予測について、広く文献等を確認し、可能な限り実態に則した「中間処理施設における再資源化率及び最終処分率」を用いることで、予測評価結果の精度の向上を図ること。</p> <p>(2) 施設の稼働に伴い生じる廃棄物の推計について、最新データの使用や、実際に想定される業種を前提とすることで、その予測評価結果の精度の向上を図ること。</p>	<p>現在公表されており入手可能な「建設副産物実態調査結果」を用いて、再資源化率及び最終処分率を求め、再予測及び評価を行いました。</p> <p>廃棄物の予測については、準備書作成時点で入手可能な最新データにて予測を行っております。</p> <p>また、業種については現時点では、進出企業を特定することはできないため、進出可能な業種のうち総排出量が最大となる業種(鉄鋼業)を想定し、安全側の予測を行いました。本意見を踏まえ、計画地に進出可能な製造業全体の平均値を用いて再予測及び評価を行いました。</p>
事後調査	<p>(1) 植物</p> <p>計画地内の耕作地環境が消失するため、保全すべき植物の代償措置について、専門家等からの助言を受けながら、関係機関と協力し、継続的な管理を行うこと。</p> <p>また、事後調査において代償措置の効果を確認し、その結果に応じた環境保全措置が講じられるようあらかじめ必要な対策(埋土種子の適切な保管等)を検討すること。</p>	<p>移植前に改変区域内に生育する保全すべき植物種について現地踏査により確認を行い、専門家等からの助言を受けながら、移植後の活着の可能性等を踏まえて種を選定及び必要な対策(あらかじめ埋土種子の適切な保管を行う等も含めて)を検討してまいります。</p> <p>「第 13 章 13.2 調査方法等」に上記旨を追記しました。</p>